

# 国保年金

だより

KOKUHONENKINDAYORI

## 就職・退職等の際は国民健康保険と国民年金のお手続きをお忘れなく！

3月から4月にかけては就職や退職・転職などが多い時期です。これらの異動に伴い保険証・年金などに変更がある場合は、市役所市民課または白沢総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

### 国民健康保険の手続き

■退職などにより職場の健康保険を脱退した場合  
他の健康保険等に加入しない場合は、国民健康保険に加入する手続きが必要です。

届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資格喪失証明書※社会保険等を離脱したという証明（扶養者がいる場合は氏名が記載されているもの）</li> <li>●認め印（人により必要な場合があるため）</li> </ul>
手続きできる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険等を脱退した本人または同じ世帯の家族（別世帯の方が手続きする場合は委任状が必要です）</li> </ul>

### ■会社の健康保険に加入した場合

現在、国民健康保険に加入している方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会社の健康保険の保険証（扶養者がいる場合は全員分の保険証）※コピー可</li> <li>●国民健康保険の保険証（全員分）</li> </ul>
手続きできる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険等に加入した本人または同じ世帯の家族（別世帯の方が手続きする場合は委任状が必要です）</li> </ul>

### ご注意ください！

※会社で社会保険加入の手続きをしている方は、いつから社会保険に加入するか確認し、まだ保険証が届いていない場合でも社会保険加入日以降は国保の保険証は使用しないでください。

※国保資格がないのに国保の保険証を使用した場合、本宮市で負担した医療費を後で返していただくことがあります。



### 国民年金の手続き

国民健康保険と同様、就職や退職・転職された方は市役所で手続きが必要です。国民健康保険と年金をあわせて手続きします。

なお、平成27年4月から平成28年3月までの国民年金保険料は、毎月15,590円となります。

### 20歳以上の学生の方へ

20歳以上の学生の方は、国民年金保険料の支払が猶予される「学生納付特例制度」を申請できます。この制度は、本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族の方の所得は問いません。申請される方は、学生証（コピー可）が在学証明書（平成27年4月以降に発行されたもの）と印鑑を市役所にご持参ください。猶予期間は4月から翌年3月までとなり、一年毎に申請が必要となります。

問 市民課 国保年金係  
☎ 24・5342  
白沢総合支所 市民福祉課  
☎ 44・2114

ここからは広告欄です。広告掲載を希望される方は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

## もとみやロードレース大会へ向けて オリジナルTシャツを

## 作ってみませんか

2015.  
4/19 [日]

ご自身のお名前、走る意気込みや思い、完走できるようメッセージやエールなど気持ちをのせて走り切りましょう!!

お一人で走る方からお友達同士、親子、御兄弟で参加される方など1枚からお作りいたします。お気軽にお問い合わせください。

有限会社みさわ  
TEL 0243-44-2954



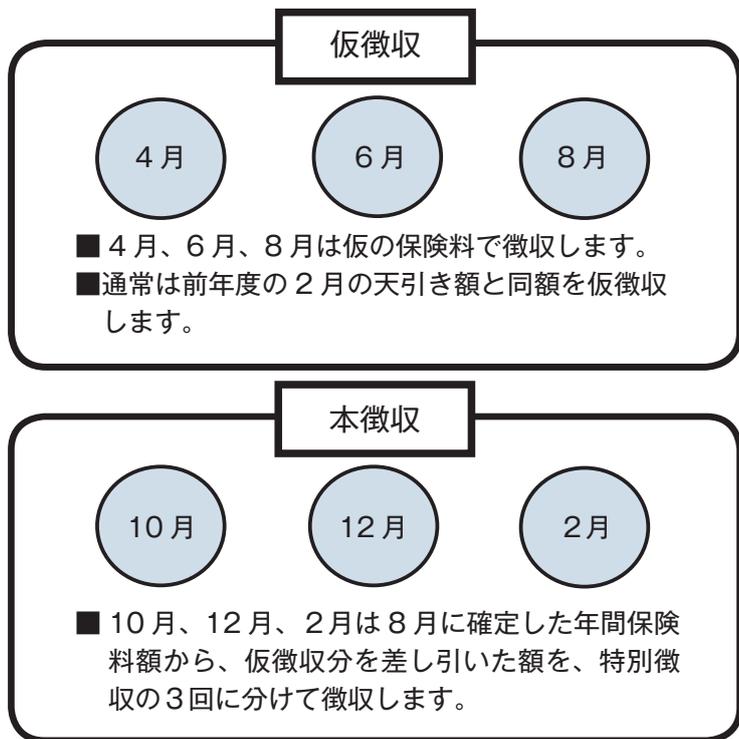
## 後期高齢者医療保険料の 仮徴収が始まります

4月から、平成27年度の後期高齢者医療保険料の徴収が始まります。年6回の徴収期間のうち、4月、6月、8月の3回分の徴収額については、仮徴収の金額となります。仮徴収とは、年間保険料の計算前に、保険料の年金天引きを開始させていただくことです。

通常、後期高齢者医療保険料は、毎年8月に前年度の所得に基づいて計算します。年間の保険料額は、その年度の所得額などが確定するまで決まりません。しかし、8月の計算を待って年金天引きの開始となりますと、10月、12月、2月の3回で年間保険料のお支払いとなり、1回分のお支払金額が高くなってしまいます。

そこで、4月、6月、8月に暫定金額として、2月に徴収した金額と同額を徴収することで、1回当たりの徴収額の軽減を図ることができま

す。前年度の所得が確定して保険料が決定した後に、決定し



た保険料額と4月、6月、8月に納めていただいた仮徴収額との差額を、10月、12月、2月の年金から3回に分けて納めていただくこととなります。

なお、仮徴収金額と年間保険料との調整については8月にお知らせします。

問  
市民課 国保年金係  
☎ 24・5342

※確定徴収額は、平成26年の収入を元に8月に再算定し、「保険料決定通知書」、「保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」でご案内します。

※平成27年2月に特別徴収された保険料が0円の場合、「仮徴収」はありません。その場合は、10月以降から特別徴収となります。

■ 次の①、②のいずれかに該当する方は、4月からの特別徴収（年金天引き）となります。

対象となる方	1期あたりの仮徴収の金額	通知書の送付
①すでに後期高齢者医療保険料を年金からの特別徴収（天引き）でお支払いの方	平成27年2月の徴収金額と同額	平成26年8月に送付済の平成26年度保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書中の「保険料の仮徴収」にて通知に代えさせていただきます
②平成26年度中に本宮市で後期高齢者医療制度に加入した方のうち、新たに特別徴収に切り替えが可能となった方のみ（75歳到達、転入、障害認定等による資格取得）	平成26年度保険料額（平成26年度に12カ月加入した場合の保険料額）の6分の1の金額	対象者にのみ4月10日頃に送付予定

※次の条件に該当する方は、特別徴収にはなりません。8月に「保険料決定通知書」および「納入通知書」を送付いたしますので、納付書や口座振替（普通徴収）で納付してください。

- 平成27年2月までに特別徴収から口座振替へ納付方法の変更手続きをされた方
- 介護保険料が差し引かれている年金の年間受給額が18万円未満の方
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が差し引かれている年金の2分の1を超える方
- 介護保険料が年金から天引きされなくなった方